

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月27日

【事業年度】 第16期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 小田 玄 紀

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03 - 6303 - 0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 高橋 由彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03 - 6303 - 0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 高橋 由彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第16期より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)			5,561	14,367	11,780
経常利益又は経常損失 (百万円)			6	3,358	1,712
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)			42	2,293	1,812
包括利益 (百万円)			46	2,306	1,816
純資産額 (百万円)			1,560	10,083	8,221
総資産額 (百万円)			2,471	18,575	21,797
1株当たり純資産額 (円)			38.42	177.01	144.23
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)			1.08	46.32	31.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				43.97	
自己資本比率 (%)			62.0	54.2	37.7
自己資本利益率 (%)			2.7	39.5	19.8
株価収益率 (倍)				18.87	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)			217	215	640
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)			254	572	957
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)			504	6,136	213
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)			1,203	6,982	6,451
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	()	()	84 (8)	98 (7)	170 (22)

(注) 1. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第14期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第14期及び第16期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。

6. 第15期の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増加は、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンの業績の大幅な拡大によるものであります。

7. 第16期の従業員数が前連結会計年度末に比べて大きく増加したのは、金融関連事業の強化によるものであります。

8. 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号平成30年3月14日)を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度に係る主要な連結経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

9. 第16期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を用意するため、第14期及び第15期についても百万円単位に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	3,948	6,337	5,562	9,536	10,435
経常利益又は経常損失 (百万円)	203	332	215	98	116
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	227	295	162	119	61
資本金 (百万円)	324	326	548	3,684	3,696
発行済株式総数 (株)	7,544,100	37,770,500	39,955,600	56,947,100	57,057,200
純資産額 (百万円)	878	1,158	1,749	7,857	7,884
総資産額 (百万円)	1,067	1,599	2,178	8,798	8,785
1株当たり純資産額 (円)	23.33	30.64	43.17	138.12	138.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	0.60 ()	1.00 ()	0.50 ()	1.00 ()	()
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	6.78	7.84	4.18	2.41	1.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	6.67	7.84	4.16		1.07
自己資本比率 (%)	82.3	72.2	79.1	89.3	89.7
自己資本利益率 (%)	42.9	29.1	11.3	2.5	0.8
株価収益率 (倍)	29.48	29.84	68.02		283.18
配当性向 (%)	8.9	12.8	12.0		
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1	493			
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16	16			
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	496	52			
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	631	1,160			
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	40 (4)	60 (6)	73 (8)	76 (5)	78 (5)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	362.9 (109.9)	428.4 (107.9)	520.2 (129.1)	1,594.7 (106.2)	556.5 (113.1)
最高株価 (円)	1,440	2,750 518	377	1,820	1,843
最低株価 (円)	200	986 140	120	196	292

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第13期において普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第15期につきましては潜在株式はあるものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第15期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 従業員数は臨時従業員が契約社員数であります。
6. 第12期、第13期及び第14期従業員数が前事業年度末に比べて大きく増加したのは、主にエネルギー関連事業の中途採用によるものであります。
7. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、第14期、第15期及び第16期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第二部)によるものであります。
9. 第16期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第12期、第13期、第14期及び第15期についても百万円単位に変更しております。
10. 印は、株式分割(2015年8月1日、1株 5株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

年月	事項
2004年3月	業務用アプリケーション・ソフトウェアの開発を目的に、東京都港区西麻布において当社を設立
5月	本社を東京都港区元赤坂一丁目に移転
2006年12月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2007年4月	本社を東京都千代田区二番町に移転
2009年3月	本社を東京都中央区日本橋箱崎町に移転
2011年2月	本社を東京都中央区日本橋蛸殻町に移転
2013年12月	省エネコンサルティング事業として、エネルギー管理システム「ENeSYS(エネシス)」の販売を開始
2014年7月	本社を東京都目黒区東山に移転
10月	電力売買事業開始
12月	中古車売買事業開始
2015年12月	登録小売電気事業者免許を取得
2016年2月	高圧需要家への電気小売供給を開始
3月	金融関連事業として仮想通貨交換業を主な事業目的とする株式会社ビットポイント(現 株式会社ビットポイントジャパン・現連結子会社)を設立
8月	旅行関連事業としてホテル事業開発を主な事業目的とする株式会社ジャービス(現 連結子会社)を設立
2017年8月	東京証券取引所(市場第二部)へ上場市場変更
8月	株式会社ビットポイントジャパンが貸金業者として登録
9月	株式会社ビットポイントジャパンが仮想通貨交換業者として登録
2018年1月	本社を東京都港区六本木に移転
1月	株式会社ビットポイントジャパンの資本金を3,270百万円に増資
3月	低圧需要家向け電気小売供給サービス「リミックスでんき」を開始
10月	北海道エリアでの電気小売供給を開始し、電気小売供給エリアが沖縄を除く全国へ拡大
2019年1月	金融関連事業として証券事業参入を主な事業目的とするスマートフィナンシャル株式会社(現 連結子会社)を設立
2019年2月	旅行関連事業としてホテル運営を主な事業目的とする株式会社アナザー(現 連結子会社)を設立

3 【事業の内容】

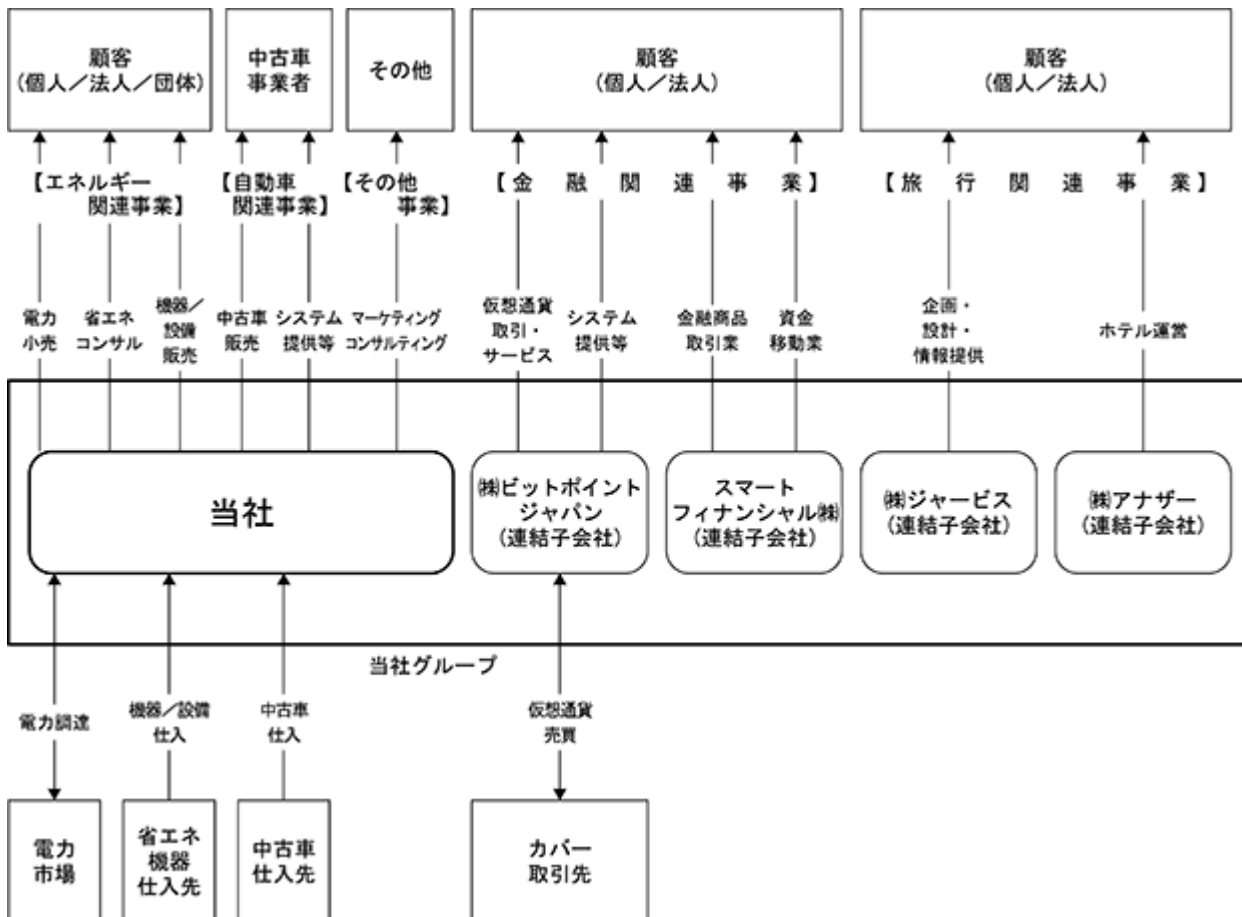
当社グループは、当社および当社の連結子会社である株式会社ビットポイントジャパン、株式会社ジャービス、スマートフィナンシャル株式会社、株式会社アナザーの計5社で構成されています。

セグメントごとの主要な事業内容は以下の通りです。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

エネルギー関連事業	電力小売売買、エネルギー管理システムの開発及び販売、 省エネルギー化支援コンサルティング、 省エネルギー関連設備の販売、電力の売買等
自動車関連事業	中古車の売買に関するコンサルティング、中古車の売買等
金融関連事業	仮想通貨交換所の運営、仮想通貨現物取引サービス、 証拠金取引サービス(レバレッジ取引サービス/ビットポイントMT4取引サービス)、 仮想通貨送受金サービスの提供等 (第一種金融商品取引業者、資金移動業者の登録申請中)
旅行関連事業	ホテル事業開発、宿泊施設の運営、ブランディング・デザイン等
その他	マーケティングコンサルティング等

事業の系統図は、以下のとおりであります。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ビットポイント ジャパン(注)1	東京都 港区	3,270	金融関連事業	100.00	事務所の転貸 役員の兼任あり 資金援助あり
株式会社ジャービス	東京都 港区	50	旅行関連事業	100.00	事務所の転貸 役員の兼任あり 資金援助あり
スマートフィナンシャル 株式会社	東京都 港区	50	証券業・資金移動業等	100.00	事務所の転貸 役員の兼任あり
株式会社アナザー	東京都 中央区	0	宿泊・飲食施設の運営等	100.00	資金援助あり

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社ビットポイントジャパンについては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社ビットポイントジャパンの主要な損益情報等は以下のとおりであります。

(1) 売上高	1,353百万円
(2) 経常損失()	1,728百万円
(3) 当期純損失()	1,775百万円
(4) 純資産	4,929百万円
(5) 総資産	17,927百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギー関連事業	55 (3)
自動車関連事業	4
金融関連事業	83 (17)
旅行関連事業	9
その他事業	1
全社(共通)	18 (2)
合計	170 (22)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。
4. 前連結会計年度末に比べ従業員が72名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(百万円)
78 (5)	40.05	1年7か月	4

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギー関連事業	55 (3)
自動車関連事業	4
その他事業	1
全社(共通)	18 (2)
合計	78 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する記述は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境の変化などにより、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「ブロックチェーンで世の中を便利にする」をグループミッションとして、エネルギー関連事業、自動車関連事業、金融関連事業、旅行関連事業を展開しております。各事業においてブロックチェーン技術を活用し、新たなサービスやプロダクトを提供してまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼され期待される存在であるために、適切な収益を確保し持続的に成長すること、コーポレート・ガバナンスの強化に努め透明かつ公正な経営を実現・実行すること、を経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、展開する5つの事業セグメントにおいて、事業基盤の拡大、事業ポートフォリオの最適化及び経営の効率化を推進することによって、継続的かつ安定的な企業価値の向上を目指しております。当面は2017年より本格稼働しグループ業績への影響が大きい金融関連事業の収益安定化を最重要課題としておりますが、同セグメントは仮想通貨市場の動向等の不確定要素が多いことから、柔軟な経営判断を行えるよう特定の経営指標を目標として定めておりません。

(3) 中長期的な経営戦略

当社グループは、ブロックチェーン技術を核とし、社会的な価値の創出、事業領域の裾野の拡大及び事業ポートフォリオの最適化を通じて、収益の最大化に挑戦しております。中長期的なグループ成長シナリオとして、展開する5つの事業セグメントにおける目標は以下であります。

エネルギー関連事業	安定的収益基盤を構築しつつあり、低圧事業への本格参入と卒FIT需要の取り込みでさらなる伸長を目指します。
自動車関連事業	引き続き安定的収益を計上いたします。
金融関連事業	強みも成長性もあるグループの成長ドライバーと定め、積極的な投資を行いながら収益の安定化と事業の拡大を追求いたします。
旅行関連事業	第1号案件のホテル運営開始を皮切りに、複数案件を進行いたします。
その他事業	引き続きマーケティングコンサルティングを実施いたします。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善が継続し、個人消費も持ち直しの傾向が見られるなど緩やかな回復基調で推移いたしました。他方で、海外経済においては、米中の貿易摩擦が世界経済に与える影響などが懸念され、依然として先行き不透明な状況が続きました。

エネルギー関連事業における課題

エネルギー関連事業の収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るためには、ワンストップでトータルエネルギーソリューションを提案できる体制を構築することが重要な経営課題であると認識しております。

電力売買事業におきましては、2016年4月の電力小売全面自由化以降、登録小売電気事業者数は増加し、新電力からその他新電力や大手電力会社へのスイッチング（受電者変更）も増加しております。このように競合がひしめく事業環境のもと、継続的な収益を確保すべく、原価構造の見直しや組織体制の見直しなど事業運営の合理化を図りつつ、代理店や需要家の新規開拓及びサービスメニューの拡充等による電力需給契約件数・契約電力量の増大に注力してまいります。

省エネコンサルティング事業におきましては、申請・コンサルティング可能な補助金やコンサルティングソリューションの拡大による収益の多様化を図ります。

また、エネルギーに関する法規制改正、原子力発電所の動勢、補助金交付団体の動向等の早期の情報収集に努め、適切な事業運営体制の構築に努めてまいります。

金融関連事業における課題

金融関連事業においては、「資金決済に関する法律」及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関連法令のもと、株式会社ビットポイントジャパンが仮想通貨事業を運営しております。

株式会社ビットポイントジャパンは「安全・安心な仮想通貨取引」を実現するため、引き続き経営管理態勢の強化及び顧客利便性の向上を最重要課題として取り組んでまいります。仮想通貨市場の動向には不確定要素が依然として多くありますが、より厳格な経営管理態勢の構築と、事業拡大への準備を進めてまいります。

スマートフィナンシャル株式会社につきましては、第一種金融商品取引業者の登録申請を進めてまいります。

また、ブロックチェーン分野では新技術・新サービスが次々に登場しております。当社グループにおいても、技術革新に対応しながら、プロダクト及び顧客サービスの向上を図ります。

経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウオッチを的確にとらえ社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行います。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。

また、成長を加速するために、海外を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として2017年12月に策定したコーポレート・ガバナンスに関する基本方針にて、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。

引き続きグループ全体において、継続的な啓蒙活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

優秀な人財の確保・育成

当社グループは、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取組みに際して、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、環境の整備・改善に注力してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項には以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、事業上のリスクとして具体化する可能性が高くないと思われる事項も含め、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下のとおり記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断ならびに当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本有価証券報告書の本項以外の記載事項も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載事項は、当社株式への投資に関連するリスクを完全に網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。そのため、以下に記載したリスク以外でも当社の想定を超えたりリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中においては将来に関する記載事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、経営環境の変化等により実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業の内容に関するリスクについて

(1) 法令・規制等による事業への影響について

当社グループは、新たな事業機会が創出される分野において積極的に事業開発を行っていく方針を有していません。そのため、展開中の事業及び展開を検討中の事業において法令の改正、規制の見直し・整備等によって、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、エネルギー関連事業における電力売買及び金融関連事業は、それぞれ「電気事業法」及び「資金決済に関する法律」に基づくものであり、想定外の法令改正、制度変更、法令等の解釈・適用（その変更を含みます）等により、当社グループの期待どおりに事業を展開することができなくなる可能性があります。また、事業の実施に必要な許認可、登録等を取得できないまたは取消等を受けるような場合には、事業の実施を行うことができなくなる可能性があります。その他、当社グループが行う事業固有に適用される法規制のほかに、企業活動に関わる各種法規制（消費者保護、プライバシー保護、公正競争、労務、知的財産権、租税、環境に関する各種法規制を含みますがこれらに限られません）の適用を受けています。当社グループがこれらの法規制に違反する場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関等から登録・免許の取消や罰金などの処分を受けたり、取引先から契約を解除されたりする可能性があります。その結果、当社グループの社会的信用が低下したり事業展開に支障が生じたりする可能性があります。

(2) 顧客基盤について

当社グループは、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を実現するために、既存顧客への売上拡大を図るとともに、新規顧客を意欲的に開拓し獲得することで、顧客基盤を拡大していくことが重要な課題であると認識しています。そのため、製商品・サービスの品質向上、新規事業の開発、戦略的パートナーシップの構築に努めてまいります。しかしながら、諸施策が功を奏せず計画が順調に進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争環境によるリスク

エネルギー関連事業においては、2016年4月の電力小売全面自由化以降、登録小売電気事業者数は着実に伸び、需要者の選択肢が広がる一方で、新電力からその他新電力や大手電力会社へのスイッチング（受電者変更）も増加しております。また、需要者が新小売電気事業者にスイッチングを申し込んだ際に、現小売電気事業者が当該需要者に対して特別料金の提案や違約金請求の連絡等を行うことによりスイッチングを阻止するという事例（いわゆる「取戻し営業」）も増加しています。

また、安価なベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）の多くは、大手電力が保有または長期契約しているため、新電力によるアクセスが困難であり、電力卸市場活性化の障壁の一つと言われております。これらの競争環境により、当社グループのシェアが思うように伸長しない可能性があるばかりでなく、電力仕入価格の上昇と電力販売価格の下落が生じる可能性があります。

金融関連事業においては、仮想通貨交換業を行うためには「資金決済に関する法律」及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」に基づく仮想通貨交換業者登録を行う必要があります。2019年3月31日時点で登録仮想通貨交換業者数は19社であります。2019年に入り大手資本等による新規登録がなされる一方で、みなし仮想通貨交換業者の事業撤退もあり、業界における選別と淘汰が一気に進む状況にあります。

また、技術革新によってブロックチェーン関連サービスの多様化が進んでおります。同業他社との競争の激化、規制強化に伴うコスト増加、技術革新または新サービスへの対応の遅れ等により、当社グループのシェアが期待どおり伸長しない可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害、不測の事故等について

エネルギー関連事業における電力売買では、国内外の自然災害、事故、システムトラブルその他の不測の事態が生じることにより、正常な電力供給が行われず、燃料価格の高騰等のため電力仕入価格が上昇する等、当社グループの電力売買に支障を来す可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 金融関連事業に特有のリスクについて

金融関連事業においては、その事業の性質上、市場関連リスク（仮想通貨の価格、為替等の市場のリスクファクターの変動により保有資産の価値が変動し損失を被るリスク、ならびに市場の混乱等で市場において取引ができなくなる、または通常より著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク）、信用リスク（信用供与先の財務状況の悪化等により保有資産の価値が減少または消失し損失を被るリスク）があるほか、システムリスク（サーバへの不正アクセス、システムダウン、ネットワーク途絶その他のシステムトラブルにより損失を被るリスク）、オペレーショナルリスク（業務プロセス、人、システムが不適切であることまたは適切に機能しないこと、もしくは外生的な事業に起因して損失を被るリスク）等があります。また、特定の事業者における不祥事、特定の仮想通貨における問題などの機能不全や好ましくない事象が生じた場合に、その影響が他の事業者や市場にまで波及するというシステムック・リスクもあります。

当社グループにおいては、リスク管理を徹底しておりますが、万が一これらのリスクが顕在化した場合には、対応コストの増加、当社グループに対する損害賠償請求、当社グループの信用の低下、市場縮小による収益の悪化等が発生する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 期間損益の変動について

エネルギー関連事業における電力売上の売上は、顧客の電気使用量の季節変動による影響を受けます。気温・湿度・気象等の想定外の範囲で変化した場合には、需給管理のミスマッチによるインバランス料金等の損失の発生、売上の減少等が生じる可能性があります。そのため、当社グループにおいては、需給管理体制を充実させるとともに、顧客との契約内容を適宜見直し、適正な利益を確保できるように努めてまいります。

エネルギー関連事業における省エネコンサルティングは、補助金申請支援が可能な交付団体を多様化にすることにより、需要家に最適なコンサルティングを行っておりますが、補助金の交付決定時期により売上が偏重する傾向があります。そのため、当社グループでは、省エネコンサルティングと深く関係する省エネ関連機器・設備の拡販等を行うことにより、期間損益の平準化を目指しております。

また、当社グループの業績は、過去において、当社グループが提供する製商品・サービスの構成、顧客の需要・業況・取引関係、事業投資の成功または失敗等の様々な要因によって四半期毎、年度毎に変動しており、今後も変動する可能性があります。したがって、当社グループの過去の各四半期または通期の実績が将来の業績の傾向を直接間接に示唆するものではありません。

(7) 提携等について

当社グループは、新たな事業機会が創出される分野において積極的に事業開発を行っていく方針を有しています。また、新規事業の開発や既存事業の業容の拡大を効率的に推進するために、グループ外企業との新規提携及び提携強化を進めております。その過程で、海外を含めた第三者との合併による企業設立、既存企業への追加的な投資等を国内外で行う可能性があります。

このため、これらの投資や事業買収、事業統合に際して多額の費用が発生する可能性があります。また、第三者との合併事業、提携事業や投資先事業が大幅な不振に陥ったり、これらの事業の業績不振が一定期間以上継続したりする場合には、追加的なコストの発生や投資有価証券の減損または評価損の計上等の可能性がありま。さらに、相手国側における法規制等の制約を受ける可能性や、事業戦略上の目的や予定していた事業収益の増大が実現できない可能性、第三者との合併事業や提携事業等が所期の目的を達成できない可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループにおいては、提携等に関する意思決定の際には、シナジー効果、将来にわたる投資採算性等を考慮に入れ、法規制・会計・税制等の影響も含めたりリスクを低減・回避するべく、検討を実施してまいります。

2. 当社グループの事業体制に関するリスクについて

(1) 人財の確保・育成について

当社グループは、2019年3月31日現在で従業員170名であり、前年度より72名の大幅な増員となりました。当社グループは、急速な事業拡大にあわせて人員を増強してきており、今後も優秀な人財の確保と継続的な育成、ならびに内部管理体制の拡充を図っていく予定です。しかしながら、雇用情勢の変化その他の要因により必要な人員の確保や育成が計画どおりに進捗しない場合、既存の主要な人財の社外流出を防止できない場合、適切な人員配置や組織の整備ができない場合などには、当社グループの将来の成長、事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、今後の成長を図るべく、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題の取組みに際しては、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が重要な経営課題の一つであると認識し、意欲のある人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財を育成すべく一人ひとりが最大限の力を発揮することのできる環境を整備し維持してまいります。

(2) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが極めて重要であると考え、コーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、内部統制システムの適切な整備と運用、コンプライアンスの徹底を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社グループでは、内部管理体制の一層の拡充に努めておりますが、事業の急速な拡大により十分な内部管理体制の整備または運用が追いつかないというような状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティについて

当社グループは、事業上の重要な情報、顧客・取引先等の機密情報や個人情報等を保有しています。万が一予期せぬ事態により当社グループの保有する機密性の高い重要情報が外部に流出したり、第三者が不正に取得し使用したりするような事態が生じた場合には、損害賠償や対応費用の発生ばかりでなく、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループは、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発により、情報管理の徹底に取り組んでいます。

(4) 知的財産権について

当社グループは、知的財産権の保護が重要であることを認識し、事業活動を推進するうえで、必要となる知的財産権の確保を進めるとともに、第三者の知的財産権の抵触可能性の調査をできる限り実施しております。しかしながら、当社グループの事業活動に関係する第三者の知的財産権の状況をすべて把握することは非常に困難であり、また、当社グループが事業活動を推進するうえで必要な知的財産権を効率的に確保できない可能性もあります。知的財産権の侵害・被侵害による損失や収益機会の減少の発生を防止できない、あるいは適切な回復をすることができない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスについて

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題の一つとして位置付け、事業活動に際しては企業倫理及び法令遵守の徹底を図るべく諸施策を講じています。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの社会的信用やイメージの低下、損害賠償等により、当社の事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、倫理コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進体制を構築するとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発を実施し、さらなる企業倫理の向上及び法令等の遵守に努めております。

3. その他のリスクについて

(1) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、業績向上に対する士気高揚のため、グループ取締役及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与しています。また、今後もグループ取締役及び従業員等に対するインセンティブの一つとして新株予約権の付与について継続的な活用を検討しています。

また、当社は、2019年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による第10回新株予約権、並びに当社グループ取締役及び従業員に対する有償ストック・オプション（新株予約権）の発行を決議いたしました。第10回新株予約権につきましては2019年6月7日に払込が完了しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存株主の有する株式の価値及び議決権の割合が希薄化する可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その実現には潜在的风险や不確実性を含んでおり、さらに業績に影響を与える要因はこれに限定されるものではありません。したがって、諸要因の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績

当社グループは、エネルギー関連事業、自動車関連事業、金融関連事業、旅行関連事業及びその他の事業の5つの事業領域を展開しております。当連結会計年度におきましては、金融関連事業の一時的な不振により業績は前連結会計年度を下回りました。

	売上高	営業利益	経常利益	(単位：百万円)
				親会社株主に 帰属する当期純利益
前連結会計年度 (2018年3月期)	14,367	3,616	3,358	2,293
当連結会計年度 (2019年3月期)	11,780	1,710	1,712	1,812

(売上高、営業利益)

連結子会社である株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」という）において、仮想通貨価格下落の影響を一時的に受けたこと、及び経営管理態勢強化のための集中的なシステム構築等の費用増加が主な要因となり、当連結会計年度における売上高は、前期より2,587百万円減少し11,780百万円（前期比18%減）、営業損失は1,710百万円（前期は3,616百万円の営業利益）となりました。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は、前期より1,333百万円増加し10,476百万円（前期比14.6%増）となりました。その主な要因は、エネルギー関連事業における、電力売買事業の売上増加に伴う電力調達量の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前期より1,406百万円増加し3,014百万円（前期比87.4%増）となりました。その主な要因は、事業拡大に伴う人件費、地代家賃、及びマーケティング費用の増加等であります。

(営業外収益、営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は、前期に計上した仮想通貨分岐に伴う収入が今期は発生しなかったことが主な要因となり、前期より13百万円減少し3百万円となりました。他方、前期に計上した為替差損が今期は発生しなかったことが主な要因となり、当連結会計年度における営業外費用は、前期より269百万円減少し5百万円となりました。

(経常利益)

以上の結果、当連結会計年度における経常損失は1,712百万円（前期は3,358百万円の経常利益）となりました。また、当連結会計年度における売上高経常利益率は、14.53%となりました。

(特別損失)

投資有価証券評価損、関係会社出資金評価損、及び固定資産の減損損失の発生等により、当連結会計年度における特別損失は前期より70百万円増加し81百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、文中の各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

(エネルギー関連事業)

エネルギー関連事業においては、電力売買事業、ならびに省エネルギー化支援コンサルティング、エネルギー管理システムの開発・販売、省エネルギー関連機器設備の販売を行っております。

電力売買事業においては、引き続き高圧需要家を主軸としながらも、家庭や商店などの低圧需要家向けブランドとして「リミックスでんき」を立ち上げ、賃貸住宅フェア等のイベントへの出展で認知拡大を図りました。また、電気料金のクレジットカード決済は低圧需要家には普及しておりますが、2018年11月より高圧需要家も利用可能として差別化を図るとともに、利用金額に応じたポイント還元プログラムを導入することでサービスを拡充いたしました。これらの施策により電力需給契約件数及び契約電力量が拡大し、また季節要因による利益変動を平準化するため契約体系の改定等も実施した結果、売上・利益ともに前連結会計年度を上回りました。

省エネコンサルティング事業においては、「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」に係るエネマネ事業者として5年度連続で登録採択されました。エネルギー使用合理化等事業者支援補助金に加え、各種交付団体の補助金コンサルティングにより収益源を拡大するとともに、補助金採択基準の見極め精緻化により採択件数が増加いたしました。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーを建築物に導入する「ZEBプランナー」登録を取得し、提供するソリューションの拡大を図りました。

以上の結果、当セグメントの売上高は6,715百万円（前連結会計年度比10.9%増）、セグメント利益（営業利益）266百万円（同280.4%増）となりました。

(自動車関連事業)

自動車関連事業においては、中古車販売事業者との中古車売買、及び中古車売買に関するコンサルティング等を行っております。

中古車売買事業は、業者間売買であることもあり粗利率の向上は見込みにくい一方で、仕入から販売、決済に至る回収期間が短いため、資本効率が高い事業となっております。

当連結会計年度においては前連結会計年度よりもセグメント利益が下回ることとなりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は3,640百万円（前連結会計年度比6.3%増）、セグメント利益（営業利益）12百万円（同62.2%減）となりました。

(金融関連事業)

金融関連事業においては、仮想通貨交換業者として登録されたBPJが仮想通貨交換所の運営を行っており、現物取引のサービスに加え、仮想通貨関連事業として証拠金取引サービス（レバレッジ取引サービス/ビットポイントMT4取引サービス）を提供しております。

仮想通貨市場は2017年末にかけて活況を呈しましたが、2018年1月にみなし仮想通貨交換業者における仮想通貨不正流出事件が発覚した影響などを起点として、過熱した市場は反転しました。2018年は全体を通して低調に推移しましたが、1月から3月、また11月にビットコイン価格が急落するなど、変動の激しい状況が続きました。2019年に入り、市場には明るい兆しも見られますが、依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような状況のもと、BPJは2018年6月22日付で関東財務局より仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため、業務の運営に必要な措置を講じるよう業務改善命令を受け、7月23日に業務改善計画を提出し、以後毎月の進捗・実施状況を報告しております。

安心・安全な仮想通貨取引を実現するため、BPJは経営管理態勢の強化を最重要課題と位置付けております。監査役会設置会社へ移行することでガバナンス機能の充実を図るとともに、情報セキュリティ格付けの取得やセキュリティシステムの導入など顧客資産の保護態勢を強化しました。

マーケティング活動としましては、企業の知名度やブランドイメージの向上を図り、大規模な個人投資家向けセミナーの実施による仮想通貨・ブロックチェーンの啓発にも取り組みました。

また、機能性を高めた仮想通貨取引ツール『BITPointAdvance』の提供を開始するとともに、BITPointPay（店舗決済アプリ）で決済通貨としてビットコインキャッシュ（BCH）を追加するなど、利用者の利便性向上策にも対応しました。

2019年1月には、第一種金融商品取引業を目的とするスマートフィナンシャル株式会社を設立し、グループ全体として金融関連事業のサービス拡大を図りました。

しかしながら、売上面では第3四半期において取引量の増加に対してトレーディング用に保有する仮想通貨を一時的に増加させたために仮想通貨価格下落の影響を受け、利益面ではFATF第4次対日審査に向けたマネー・ローダリング及びテロ資金供与対策のための集中的なシステム構築等による費用増加を主要因として減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,337百万円（前連結会計年度比71.9%減）、セグメント損失（営業損失）1,237百万円（前連結会計年度は営業利益3,936百万円）となりました。

(旅行関連事業)

旅行関連事業においては、主にインバウンド旅行者のニーズに応えるべく、連結子会社である株式会社ジャービス（以下「JARVIS」という）が、ホテル事業開発、宿泊施設の運営、及びブランディング・デザイン等のサービスを展開しております。

ますます高まるインバウンド旅行者の需要に応じ、JARVISでは、2020年までに時代即応型のスマートホテル（自社ブランド：4棟、他社ブランド：6棟）の企画開発を進めております。

2017年12月に東京都中央区京橋で着工した自社案件第1号となるホテル「an/other TOKYO（アナザー トウキョウ）」につきましては、2019年5月の開業に向けた準備を推進いたしました。また、2018年7月より東京都港区東麻布でのホテル開発に取り組んでおり、京都、福岡ではホテル開発・開業のコンサルティングを進めました。

しかしながら、事業立ち上げ期であることから、開業間近である京橋案件の運営準備費用が発生している一方で、開発投資案件の収益寄与には至っておりません。

以上の結果、当セグメントの売上高は56百万円（前連結会計年度比28.9%減）、セグメント損失（営業損失）73百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）18百万円）となりました。

(その他事業)

その他事業においては、主にマーケティングコンサルティング事業等を行っております。

以上の結果、当セグメントの売上高は30百万円（前連結会計年度比48.0%減）、セグメント利益（営業利益）24百万円（同57.0%減）となりました。

仕入および販売の実績は以下のとおりであります。

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比 (%)
エネルギー関連事業（百万円）	6,032	112.5
自動車関連事業（百万円）	3,640	97.8
金融関連事業（百万円）		
旅行関連事業（百万円）		
その他（百万円）		
合計（百万円）	9,672	106.4

(注) 仕入実績には消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比 (%)
エネルギー関連事業（百万円）	6,715	110.9
自動車関連事業（百万円）	3,640	106.3
金融関連事業（百万円）	1,337	28.1
旅行関連事業（百万円）	56	71.1
その他（百万円）	30	52.0
合計（百万円）	11,780	82.0

(注) 販売実績には消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

< 連結貸借対照表の要約 >

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2018年3月期末)	当連結会計年度末 (2019年3月期末)	増減
総資産	18,575	21,797	3,221
負債合計	8,491	13,576	5,084
純資産	10,083	8,221	1,862

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、20,144百万円となり、前連結会計年度末(13,310百万円)に比べ、6,833百万円増加となりました。主な要因は、仮想通貨5,680百万円、預け金1,370百万円の増加等によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、1,652百万円となり、前連結会計年度末(5,264百万円)に比べ、3,612百万円減少となりました。主な要因は、敷金及び保証金4,212百万円、ソフトウェア仮勘定37百万円の減少、ソフトウェア386百万円の増加等によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、13,565百万円となり、前連結会計年度末(8,435百万円)に比べ、5,129百万円増加となりました。主な要因は、仮想通貨預り金3,883百万円、仮想通貨借入金2,006百万円の増加等によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、10百万円となり、前連結会計年度末(55百万円)に比べ、45百万円減少となりました。主な要因は、長期借入金50百万円の減少によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、8,221百万円となり、前連結会計年度末(10,083百万円)に比べ、1,862百万円減少となりました。主な要因は、利益剰余金1,869百万円の減少等によるものです。

(財務比率)

当連結会計年度末における流動比率は、前連結会計年度末に比べ9.3ポイント下降し、148.5%となりました。また、当連結会計年度末における自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ16.5%下降し、37.7%となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより利益剰余金が減少したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フロー

<連結キャッシュ・フロー計算書の要約>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月期)	当連結会計年度 (2019年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	215	640
投資活動によるキャッシュ・フロー	572	957
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,136	213
現金及び現金同等物の期末残高	6,982	6,451

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は6,451百万円となり、前連結会計年度末（6,982百万円）に比べ、531百万円減少となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は640百万円(前期は215百万円の収入)となりました。これは主に仮想通貨の増加5,678百万円、仮想通貨預り金の増加額3,883百万円、営業保証金の減少額2,892百万円、仮想通貨借入金の増加額2,006百万円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は957百万円(前期は572百万円の支出)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出523百万円、出資金の払込による支出170百万円、関係会社出資金の払込による支出134百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は213百万円(前期は6,136百万円の収入)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出100百万円、短期借入金の減少額60百万円、配当金の支払額55百万円などによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性の分析につきましては、上記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フロー」に記載しております。

次期におきましては、成長可能性の大きい金融関連事業において仮想通貨交換業における財務基盤強化及び顧客の利便性向上のためのシステム対応等の諸施策を行う予定であります。

なお、2019年5月22日付けの取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の募集を行うことを決議し、2019年6月7日付けで払込が完了しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は553百万円であり、主な内訳はソフトウェア501百万円、ソフトウェア仮勘定16百万円、工具器具備品10百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			建物	車両 運搬具	工具、 器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定		合計
本社 (東京都 港区)	その他事業 全社	事務所	44	2	6	1	5		60	19 (2)
本社 (東京都 港区)	エネルギー 関連事業	営業所	2		1		7	6	18	55 (3)
本社 (東京都 港区)	自動車 関連事業	IES								4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記のソフトウェア仮勘定以外の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりです。
建物 事務所造作、事務所内電気設備
車両運搬具 社用車
ソフトウェア 社内利用ソフトウェア
4. 主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	契約期間	年間賃借料(百万円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	2年	128

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。また、2018年4月30日まではフリーレント契約であります。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
				建物	車両 運搬具	工具、 器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定		合計
株式会社 ビット ポイント ジャパン	本社 (東京都 港区)	金融 関連事業	事務所	4		17		837	12	873	78 (16)
スマート フィナン シャル 株式会社	本社 (東京都 港区)	金融 関連事業	事務所			0				0	5 (1)
株式会社 ジャービ ス	本社 (東京都 港区)	旅行 関連事業	事務所			1				1	9

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記のソフトウェア仮勘定以外の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりです。
リース資産 社内利用ソフトウェア
ソフトウェア 社内利用ソフトウェア
ソフトウェア仮勘定 制作中の社内用ソフトウェア

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,057,200	57,059,200	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり権利内容 に制限のない標準となる株式で あります。 単元株式数は100株であります。
計	57,057,200	57,059,200		

(注) 提出日現在の発行数には、2019年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

2016年6月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
決議年月日	2016年6月23日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 55 業務委託者 6	同左
新株予約権の数(個)	615	595
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,500	59,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2021年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 216.91 資本組入額 108.45	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は214円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき2017年6月に提出する2017年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額（以下「目標指標」という。）が、235百万円（以下「目標営業利益」という。）を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。この他、会計方針の変更等の事情により、目標指標または目標営業利益の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。

本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役、従業員または業務委託者その他これに準ずる地位（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ア. 本新株予約権者が当社従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - イ. 本新株予約権者が当社取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ウ. 本新株予約権者が当社取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - エ. 本新株予約権者が当社取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - オ. 本新株予約権者が当社業務委託者である場合において、業務委託契約の不履行を行った場合
 - カ. 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - キ. 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社普通株式の取引終値が一度でも321円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

4. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2019年5月22日取締役会決議

	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
決議年月日	2019年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 156 当社子会社取締役 6 当社子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	13,405
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,340,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	388
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 396.35 資本組入額 198.17
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は388円とする。
但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

() 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

() 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

- () 本新株予約権者が当社取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - () 本新株予約権者が当社取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - () 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - () 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも700円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- 本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも50円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

4. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2019年5月22日取締役会決議

	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
決議年月日	2019年5月22日
新株予約権の数(個)	28,169
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,816,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	355
新株予約権の行使期間	自 2019年6月14日 至 2022年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 361.37 資本組入額 180.68
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社に発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 割当株式数の調整

下記 の定めにより、本新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という)が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(注)3. の定めに従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)3. に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)3. 又は による行使価額の調整に関し、それぞれの定めで定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は355円とする。但し、行使価額は(注)3記載の定めにより調整される。

3. 本新株予約権の行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、 に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ア イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く)
- イ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ウ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ア 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ウ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記 の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ア 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- イ その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ウ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年8月1日(注)2		6,194,100	979	90	878	109
2014年9月22日(注)3	900,000	7,094,100	155	245	155	265
2015年2月12日(注)1	450,000	7,544,100	79	324	79	344
2015年6月11日(注)1	2,000	7,546,100	0	325	0	344
2015年6月23日(注)1	8,000	7,554,100	1	326	1	346
2015年8月1日(注)4	30,216,400	37,770,500		326		346
2016年7月15日(注)5	1,485,100	39,255,600	149	476	149	496
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	700,000	39,955,600	71	548	71	567
2017年4月1日～ 2018年3月31日(注)1	16,991,500	56,947,100	3,136	3,684	3,136	3,704
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)1	110,100	57,057,200	11	3,696	11	3,715

(注)1.新株予約権の行使によるものであります。

2.資本金及び資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。

3.有償第三者割当増資であり、発行価格は346円、資本組入額は173円、割当先は日本新電力株式会社であります。

4.当社は2015年8月1日付にて普通株式1株につき5株の割合をもって、株式分割を行いました。

5.有償第三者割当増資であり、発行価額は202円、資本組入額は101円、割当先はUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersであります。

6.2019年4月1日から2019年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,000株、資本金が0百万円、資本準備金が0百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(名)		5	47	192	98	51	27,367	27,760	
所有株式数 (単元)		3,190	22,291	20,927	178,544	1,601	343,860	570,413	15,900
所有株式数 の割合(%)		0.559	3.908	3.669	31.300	0.281	60.283	100.000	

(注)1.自己株式60,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2.上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が50単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都港区港南二丁目15番1号)	7,874,000	13.81
CORE PACIFIC-YAMAICHI INTERNATIONAL (H.K.) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	11/F, CHINA RESOURCES BUILDING, 26 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	7,059,600	12.39
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田二丁目20番3号	1,115,000	1.96
DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A/C) (常任代理人 大和証券株式会社)	7 STRAITS VIEW MARINA ONE EAST TOWER, 16-05 AND 16-06 SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)	816,900	1.43
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地 13	535,600	0.94
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号	346,300	0.61
後藤 誠二	東京都世田谷区	328,100	0.58
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	298,455	0.52
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	227,500	0.40
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	224,700	0.39
計	-	18,826,155	33.03

(注) 1. SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITEDから、2017年2月6日付大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として当事業年度末(2019年3月31日)時点における同社名義で所有する株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。

大量保有者 SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED

住所 9th Floor, LHT Tower, No.31 Queen's Road Central, Central, Hong Kong

所有株式数(2017年1月16日現在) 7,680,000株

発行済株式総数(2017年1月16日現在) 39,505,600株

発行済株式総数に対する所有株式の割合 19.44%

2. United Asia Hong Kong Group Limitedから、2018年10月25日付大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として当事業年度末(2019年3月31日)時点における同社名義で所有する株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。

大量保有者 United Asia Hong Kong Group Limited

住所 Rooms 2103-04, 21/F, Wing on Centre, 111 Connaught Road Central, Hong Kong

所有株式数(2018年10月18日現在) 7,128,100株

発行済株式総数(2018年10月18日現在) 57,050,200株

発行済株式総数に対する所有株式の割合 12.49%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,981,300	569,813	
単元未満株式	15,900		
発行済株式総数	57,057,200		
総株主の議決権		569,813	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リミックスポイント	東京都港区六本木三丁目 2番1号	60,000		60,000	0.11
計		60,000		60,000	0.11

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	60,000		60,000	

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益還元を行うに際しては、将来の事業拡大と経営体質強化に向けた成長投資に必要な内部留保を確保しつつ、収益状況や今後の見通し、配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当の継続を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行いつつ、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

毎事業年度における配当の回数につきましては、配当事務に係るコスト等を考慮し、現在のところ期末日を基準とする年1回の現金配当を基本方針としております。

なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

しかしながら、当期（2019年3月期）の配当につきましては、業績の拡大に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、無配といたしました。引き続き業績の回復に全社を挙げて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、法令遵守・企業倫理の徹底を行うとともに、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備・運用を通じて、ステークホルダーからの信頼の向上と健全な企業経営を実現することを経営上の最優先課題として位置づけております。

以上のことから、当社は、当社グループが、株主をはじめとするステークホルダーの期待・信頼に応えつつ、経営の効率性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めております。当該基本方針において、次のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を定め、これを実践してまいります。

1. 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む。
2. 当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、その経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備に努め、株主の実質的な平等性を確保する。
- (2) 株主・お客さま・従業員・取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築・維持に努めるとともに、健全な事業活動に資する企業文化・風土を醸成する。
- (3) 会社情報を適時かつ適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 会社法上の機関設計は監査等委員会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 財務報告の信頼性確保をはじめとする内部統制システムの整備・運用を充実する。
- (6) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要およびその採用理由

当社は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し取締役会の監査・監督機能を強化することにより、経営の透明性と客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図ることを目的としております。

当社における取締役会は、本報告書提出日現在で、監査等委員でない取締役3名（全員男性）および監査等委員である取締役3名（全員男性）で構成されております。そのうち社外取締役は3名（全員が監査等委員である取締役）であり、取締役の50%を社外取締役で構成することにより、取締役会の監視機能を強化しております。

内部統制に関する主要機関は次のとおりです。

a 取締役会

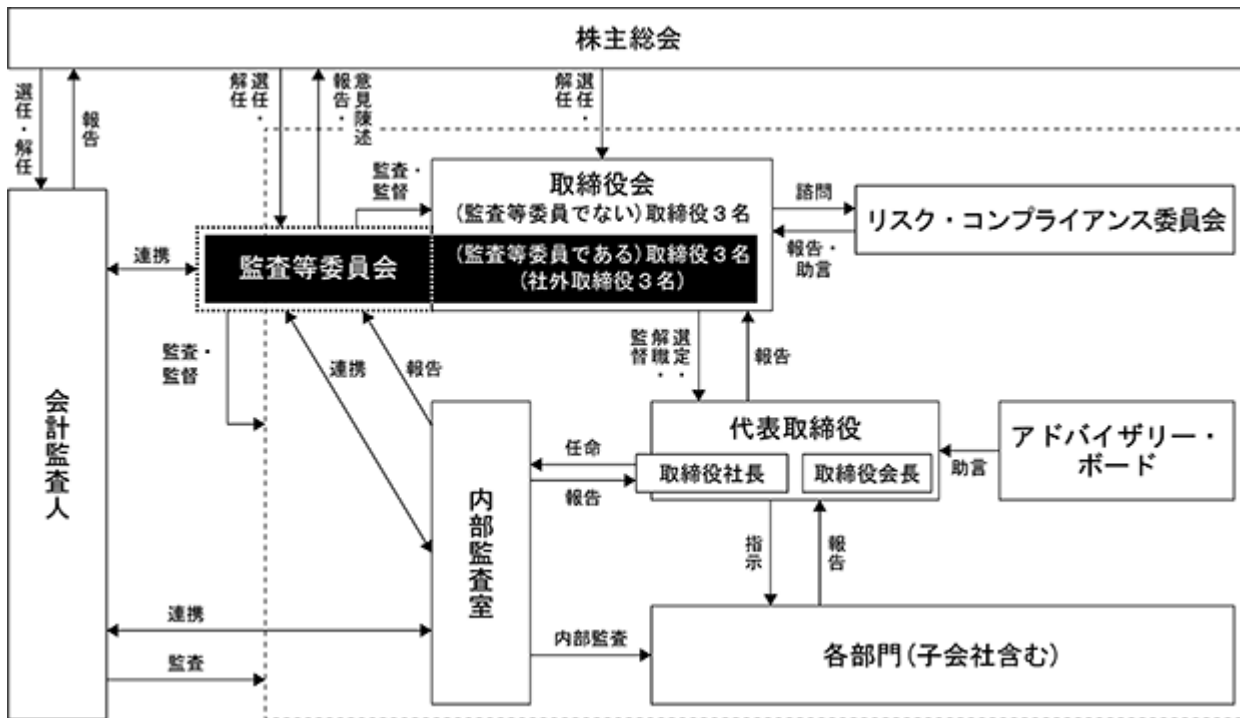
企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、意思決定の迅速化や正確性を担保するために重要事項の審議・決裁のため、必要に応じて臨時取締役会も随時開催しております。

b 監査等委員会

原則として月1回開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役は、内部監査室から監査結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報および意見の交換を行っております。

c リスク・コンプライアンス委員会

当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する具体的な施策を検討し実施するために設置し、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役ならびに当社および子会社の主要役職員で構成されております。



ロ. 「内部統制システムの整備に関する基本方針」

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
- (2) 「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
- (3) 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- (4) 「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
- (5) 取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- (6) 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
- (7) 内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
- (8) 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2) 取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
- (2) 各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
- (3) 新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
- (4) 内部統制監査部門は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 職務裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
- (3) 取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
- (4) 情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規定に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
- (2) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う
- (3) 当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
- (4) 監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - (2) 内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - (3) 監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - (4) 監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - (5) 監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - (2) 会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
 - (3) 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
 - (4) 監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - (2) 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
 - (3) 監査等委員会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

また、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力への対応に関する当社の基本方針は次のとおりであります。

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として対応を行うとともに、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保するものとする。

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶しなければならない。

当社は、反社会的勢力による不当要求はこれをあくまで拒絶する。反社会的勢力による不当要求が組織や当会社の役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

当社は、有事においては、民事と刑事の両面から法的対応を行うことを躊躇しない。

当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金等の提供その他便宜の供与を行わない。

当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で一切の取引を行ってはならない。

八．リスク管理体制の整備の状況

上述の「ロ．内部統制システムの整備の状況」中の、「内部統制システムの整備に関する基本方針（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載された体制を整備しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である清水勝士氏、安田博延氏および江田健二氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

取締役、会計監査人の責任免除

当社は、取締役、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む）、及び会計監査人（会計監査人であったものを含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、会計監査人が期待される能力を十分に発揮しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役は、それぞれ10名以内にする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等の決定権限を取締役に付与することにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	小田 玄紀	1980年9月6日	2002年8月 有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション 代表取締役(現任) 2004年4月 フードディスカバリー株式会社 取締役経営戦略室室長 2007年4月 STC株式会社 取締役経営戦略本部本部長 2011年1月 一般社団法人アショカジャパン アショカ・アライアンス・パートナー 2012年6月 当社 取締役 2013年10月 文部科学省 民間パートナー 2015年6月 当社 取締役副社長 2016年3月 株式会社ビットポイント (現 株式会社ビットポイントジャパン) 代表取締役副社長 8月 株式会社ジャービス 取締役(現任) 12月 当社 代表取締役社長 株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社 代表取締役会長CEO 2019年6月 当社 代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	289,117
取締役CFO	廣瀬 卓也	1975年7月3日	1999年4月 野村證券株式会社 入社 2004年10月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2009年8月 PwCアドバイザリー株式会社(現 PwCアドバイザリー合同会社) 入社 2011年6月 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 エグゼクティブ・ディレクター 2018年4月 当社 執行役員CFO(現任)	(注)3	7,130
取締役	高野 民治	1945年12月7日	1985年2月 株式会社朝日工業社 入社 2004年6月 同社 取締役 2009年6月 同社 専務取締役営業本部長 2011年6月 同社(常勤) 相談役 2012年4月 同社(非常勤) 相談役 5月 株式会社セキド 監査役 2013年5月 同社 取締役 2014年6月 当社 監査役 2015年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	285

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	清水 勝士	1944年11月7日	1964年2月 大蔵省(現財務省) 神戸関税入省 1973年10月 同省主計局司計課兼主計企画官付 2000年7月 同省主計局司計課長兼会計センター次長 2002年7月 財務省東北財務局長 2003年7月 同省大臣官房付 2003年8月 国民年金基金連合会 常務理事 2007年8月 独立行政法人日本学生支援機構 参与 2010年6月 株式会社バルクホールディングス 社外監査役 2012年5月 株式会社セキド 社外監査役 2013年5月 株式会社ウィザーズプラス 顧問(現任) 2019年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	安田 博延	1950年12月13日	1978年4月 東京地方検察庁検事 2004年4月 東京高等検察庁検事 2005年1月 首席国税審判官(東京国税不服審判所長) 2009年1月 山口地方検察庁検事正 2010年6月 最高検察庁検事 10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2013年6月 アステラス製薬株式会社 取締役 2015年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 タカタ株式会社 監査役 2017年1月 平河町法律事務所 代表(現任)	(注)4	285
取締役 (監査等委員)	江田 健二	1977年1月5日	2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社 2005年3月 RAUL株式会社 代表取締役(現任) 2014年12月 一般社団法人エネルギー情報センター 理事(現任) 4月 デナジー株式会社 取締役(現任) 6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2016年8月 一般社団法人CSRコミュニケーション協会 理事(現任) 2018年4月 一般社団法人つなぐ未来研究所 理事(現任) 2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン 監査役(現任)	(注)4	285
計					297,102

- (注) 1. 清水勝士、安田博延、江田健二は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 清水勝士、委員 安田博延、委員 江田健二
3. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外取締役の状況

当社の社外取締役は、本報告書提出日現在において、監査等委員である取締役3名であります。

当社と各社外取締役との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、各氏が現在、過去において取締役である又はあったその他の会社にとの間で、人的関係、資本的関係および取引関係はありません。社外取締役の所有する当社株式は、リミックスポイント役員持株会を通じての保有分であります。

各社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は以下の通りであります。

清水勝士氏は、長年大蔵省並びに財務省に勤務しており、金融行政に関する高度な専門知識と経験を有しております。安田博延氏は、法曹界での幅広い経験・知識を有しております。江田健二氏は、事業会社の経営及び、コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を有しております。各社外取締役が独立した客観的な立場からそれぞれの知識・経験に基づく高度な情報収集力を組み合わせ、取締役の職務の執行及び内部統制システム、会計監査人の職務の執行等について適切に意見を述べることであります。

なお、当社が定める社外取締役を選任するため会社からの独立性に関する判断基準の概要は、本報告書提出日現在において、次のとおりであります。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様とする）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

ただし、以下の第2項乃至第10項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとします。

独立取締役の選定に際しては、選定過程の透明性および公平性を確保し、独立取締役がその期待される役割を十分に果たすことを可能とするため、取締役会において独立取締役に十分に説明しその了解を得るか、独立取締役の推薦または同意を得るものとします。

また、当社において、現在、独立取締役の地位にある者が独立取締役として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要するものとします。

1. 当社およびその現在の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役、常勤監査役、執行役員または支配人その他の使用人、理事等（以下「業務執行者」という）ではなく、また、その就任の前10年間に於いても当社またはその現在の子会社の業務執行者ではなかったこと。
2. 当社の大株主（当社事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう）ではなく、または大株主が法人、組合等の団体である場合には当該大株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者ではないこと。
3. 当社の現在の兄弟会社（当社と同一の親会社等（当該会社の経営を支配している者を含む）を有する他の会社をいう）の業務執行者ではないこと。
4. 次のいずれかに該当する取引先等または当該取引先等、その親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者ではないこと。
 - (1) 当社グループの主要な取引先（当社グループの製商品等の販売先または仕入先であって、直近事業年度における年間取引金額が当社の連結売上高または当該取引先の連結売上高の2%以上のものをいう）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（当社グループが借入を行っている金融機関等であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%以上のものをいう）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで直接・間接で10%以上の株式を保有する企業等
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士ではないこと。
6. 当社グループから、役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等、専門的サービスを行う者ではないこと。

7. 当社グループから、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム、アドバイザー・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の理事その他の業務執行者ではないこと。
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役または社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう）となる他の会社の業務執行者ではないこと。
10. 近親者（配偶者、二親等内の親族または同居の親族をいう）が第1項乃至第9項のいずれか（第5項乃至第7項を除き、重要な業務執行者に限る）に該当していた者ではないこと。
11. 過去5年間に於いて、第2項乃至第10項のいずれかに該当していた者ではないこと。
12. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社の一般株主全体との関係において、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者ではないこと。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督は、毎月1回以上の取締役会において取締役の業務執行が報告され、監督を行っております。内部監査との関係につきましては、毎月1回以上内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において報告されております。監査等委員による監査は、内部統制部門が構築した内部統制システムを活用し、会計監査と相互に連携して行っております。

（3）【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、原則として月1回開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役は、内部監査室から監査結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。また、子会社の監査役と連携し、適宜、情報・意見の交換を図っております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。また、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社の経営陣を含む主要管理職に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報および意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施できる体制を実現しております。

なお、当社業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も少ないうえ、内部監査室による内部監査結果が監査委員会において、取締役の業務執行の状況が取締役会において、毎月1回以上報告されているほか、内部通報制度やリスク・コンプライアンス委員会等を通じて情報収集が容易である等、当社の内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

また、監査等委員である取締役は、会計監査人の監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査人から監査計画および監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人と情報および意見の交換を行っております。

なお、監査等委員清水勝士は、長年大蔵省並びに財務省に勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室（2名）が、経営諸活動の管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性・合理性の観点から検証・評価し改善に貢献することにより、会社財産の保全ならびに経営の合理化・効率化および業務の適正化に寄与することを目的に、当社および子会社に対する内部監査を行っております。また、内部統制システムの構築・運用状況のチェックについては、内部監査室が経営管理部その他関連組織と連携のうえ行っております。

また、監査等委員会との緊密な連携のもと、監査等委員会監査等方針・計画、内部監査計画等につき情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

アスカ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 石渡 裕一郎

指定社員 佐藤 浩司

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者3名、その他1名で構成されております。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任にあたっての方針は以下の通りです。

監査法人としての独立性及び品質管理体制、並びに監査チームとしての専門性及び監査手続の適切性を具備していること

当社グループの展開する事業分野への理解度が高く、より専門的かつ適切な監査が可能であること。

以下を総合的に検討した結果、アスカ監査法人を会計監査人として選任しております。

監査法人の再任手続に際しては、監査等委員会が定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に照らして、該当する事実の有無について、担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断をしております。当該決定方針は、以下のとおりです。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、毎期検討を行います。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会として、監査法人の再任手続の過程で、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、それらを踏まえていずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	14		18	
連結子会社	4	0	20	0
計	19	0	38	0

当社グループが監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務に基づく報酬の内容は、顧客資産の分別管理の検証委託業務であります。

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘定した上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンの営む仮想通貨事業の会計処理に対する見が深まっていること、及び監査内容と日数が妥当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定について、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において次のとおり定めております。

- 業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
- 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならない、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

(役員の報酬等の決定権者)

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定しております。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、協議により全員一致の決議によって決定しております。

(役員の報酬等に関する株主総会決議の内容)

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

2018年6月28日開催の第15期定時株主総会において、報酬等総額は年額1,000百万円以内(うち社外取締役分は200百万円以内)(ただし、いずれも従業員分給与は含まれない)と決議されております。なお、定款において取締役の員数は10名以内と定めております。

b. 監査等委員である取締役

2015年6月26日開催の第12期定時株主総会において、報酬等総額は年額200百万円以内と決議されております。なお、定款において監査等委員である取締役の員数は10名以内と定めております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	70	70			5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)					
社外役員	17	17			5

- (注) 1. 当事業年度の報酬等に業績連動報酬は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の社外役員の員数は、監査等委員である取締役3名であります。
3. 役員ごとの報酬等の総額等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
4. 取締役の報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。なお、従業員兼務取締役の従業員分給与のうち重要なものはありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式とし、保有により業務提携関係の維持・強化につながるものを純投資目的以外の目的である投資株式とする方針です。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略しております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	0
非上場株式以外の株式		

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、アスカ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、次のような対応をとっております。会計基準の変更等について正確な情報を収集するために、公益財団法人財務会計基準機構に加入するとともに、同機構、監査法人、各種団体等の主催する研修会・講習会等に参加しております。さらに、顧問税理士や公認会計士等から適宜助言を得て適切な会計処理を行うようにしております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,988	6,457
売掛金	988	745
商品	282	341
仮想通貨	4,647	10,327
預け金	-	1,370
その他	410	917
貸倒引当金	8	15
流動資産合計	13,310	20,144
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	48	57
減価償却累計額	1	4
建物及び構築物(純額)	47	52
車両運搬具及び工具器具備品	28	55
減価償却累計額	9	24
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	18	30
リース資産	23	3
減価償却累計額	11	1
リース資産(純額)	12	1
有形固定資産合計	78	84
無形固定資産		
ソフトウェア	463	849
ソフトウェア仮勘定	57	19
無形固定資産合計	520	869
投資その他の資産		
投資有価証券	30	0
敷金及び保証金	2 4,570	2 358
固定化債権	98	86
繰延税金資産	0	-
その他	1 64	1 339
貸倒引当金	98	86
投資その他の資産合計	4,665	698
固定資産合計	5,264	1,652
資産合計	18,575	21,797

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	355	198
短期借入金	60	-
1年内返済予定の長期借入金	100	50
未払金	2 341	2 404
預り金	1,933	2,303
仮想通貨預り金	4,303	8,186
未払法人税等	1,108	41
仮想通貨借入金	-	2,006
繰延税金負債	4	-
その他	228	374
流動負債合計	8,435	13,565
固定負債		
長期借入金	50	-
リース債務	5	0
繰延税金負債	-	9
固定負債合計	55	10
負債合計	8,491	13,576
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,684	3,696
資本剰余金	3,709	3,718
利益剰余金	2,693	823
自己株式	18	18
株主資本合計	10,069	8,220
新株予約権	0	0
非支配株主持分	13	-
純資産合計	10,083	8,221
負債純資産合計	18,575	21,797

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	14,367	11,780
売上原価	9,143	10,476
売上総利益	5,224	1,303
販売費及び一般管理費	1 1,608	1 3,014
営業利益又は営業損失()	3,616	1,710
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
印税収入	2	1
違約金収入	-	0
仮想通貨分岐に伴う収入	11	-
その他	1	0
営業外収益合計	16	3
営業外費用		
支払利息	4	3
新株予約権発行費	11	-
株式交付費	54	0
為替差損	203	-
その他	0	0
営業外費用合計	274	5
経常利益又は経常損失()	3,358	1,712
特別損失		
固定資産除却損	2 4	2 1
本社移転費用	6	-
減損損失	-	3 22
投資有価証券評価損	-	29
関係会社出資金売却損	-	4
関係会社出資金評価損	-	23
特別損失合計	10	81
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,348	1,794
法人税、住民税及び事業税	1,037	16
法人税等調整額	4	5
法人税等合計	1,041	22
当期純利益又は当期純損失()	2,306	1,816
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	13	3
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	2,293	1,812

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	2,306	1,816
包括利益	2,306	1,816
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,293	1,812
非支配株主に係る包括利益	13	3

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	548	582	420	18	1,532	26	1	1,560
当期変動額								
新株の発行	3,136	3,136			6,273			6,273
剰余金の配当			19		19			19
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			2,293		2,293			2,293
連結子会社の増資による持分の増減		2			2			2
連結子会社株式の取得による持分の増減		6			6			6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						25	12	13
当期変動額合計	3,136	3,127	2,273		8,536	25	12	8,523
当期末残高	3,684	3,709	2,693	18	10,069	0	13	10,083

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	3,684	3,709	2,693	18	10,069	0	13	10,083
当期変動額								
新株の発行	11	11			22			22
剰余金の配当			56		56			56
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			1,812		1,812			1,812
連結子会社の増資による持分の増減								
連結子会社株式の取得による持分の増減		1			1			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						0	13	14
当期変動額合計	11	9	1,869		1,848	0	13	1,862
当期末残高	3,696	3,718	823	18	8,220	0		8,221

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,348	1,794
減価償却費	85	184
貸倒引当金の増減額(は減少)	20	5
減損損失	-	22
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	4	3
株式交付費	54	0
新株予約権発行費	11	-
有形固定資産除却損	4	1
投資有価証券評価損益(は益)	-	29
関係会社出資金売却損益(は益)	-	4
関係会社出資金評価損益(は益)	-	23
売上債権の増減額(は増加)	560	243
たな卸資産の増減額(は増加)	152	58
仮想通貨の増減額(は増加)	4,428	5,678
営業保証金の増減額(は増加)	4,390	2,892
その他流動資産の増減額(は増加)	261	114
仕入債務の増減額(は減少)	255	157
未払金の増減額(は減少)	157	66
預り金の増減額(は減少)	1,737	370
仮想通貨預り金の増減額(は減少)	4,083	3,883
未払消費税等の増減額(は減少)	5	177
仮想通貨借入金の増減額(は減少)	-	2,006
その他流動負債の増減額(は減少)	160	112
その他	107	12
小計	232	1,872
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	4	1
法人税等の還付額	-	17
法人税等の支払額	12	1,248
営業活動によるキャッシュ・フロー	215	640
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1	-
定期預金の払戻による収入	24	-
有価証券の取得による支出	30	-
貸付けによる支出	-	37
貸付金の回収による収入	-	3
有形固定資産の取得による支出	61	36
有形固定資産の売却による収入	-	0
無形固定資産の取得による支出	316	523
差入保証金の差入による支出	4	2
敷金の差入による支出	138	57
敷金の回収による収入	15	0
出資金の払込による支出	-	170
関係会社出資金の払込による支出	58	134
投資活動によるキャッシュ・フロー	572	957
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	152	60
長期借入れによる収入	200	-
長期借入金の返済による支出	56	100
リース債務の返済による支出	7	7
新株予約権の発行による収入	21	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6,160	21
配当金の支払額	19	55
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	10	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,136	213
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,779	531
現金及び現金同等物の期首残高	1,203	6,982
現金及び現金同等物の期末残高	6,982	6,451

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
- (2) 連結子会社の名称 株式会社ビットポイントジャパン
株式会社ジャービス
スマートフィナンシャル株式会社
株式会社アナザー

上記のうち、スマートフィナンシャル株式会社及び株式会社アナザーについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
主要な会社等の名称 Bit Point Hong Kong Limited
BITPoint Panama Inc.

なお、BitPointKorea Co., Ltd.は、同社の第三者割当増資による当社の持分比率の低下により、当連結会計年度において関連会社に該当しなくなっております。

持分法を適用しない理由 各社の当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

仮想通貨に係る会計処理の方法

(1) 仮想通貨の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(2) 顧客からの預り資産(仮想通貨)に関する会計処理

顧客から預託を受けた顧客からの預り資産(仮想通貨)は、連結貸借対照表上の資産として計上し、これと同額を負債として計上しております。

(3) 仮想通貨の取引に係る損益

仮想通貨の取引に係る損益(評価損益を含む)は、連結損益計算書上、純額で売上高に表示しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	2～5年
工具器具備品	2～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間(3年)における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号平成30年3月14日)を、当連結会計年度から適用し、当社の連結子会社が保有する仮想通貨については、活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、売上高として計上しております。また、当該会計方針の変更は、前連結会計年度についても遡及適用しており、前年四半期及び前連結会計年度については、遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

なお、前連結会計年度においては、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(仮想通貨の収益に対する原価の計上方法の変更)

金融関連事業で発生する仮想通貨の収益に対する原価は、従来、販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当連結会計年度より売上原価に計上する方法に変更しております。

この変更は、仮想通貨の収益に対応する原価の比率が高くなっており、今後も増加する見込みであることから、仮想通貨の収益に対応する原価を売上原価へ計上変更し、費用収益の対応をより明確化するためであります。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の売上原価は711百万円増加し、売上総利益、販売費及び一般管理費は同額減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年後から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「繰延税金負債」4百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」4百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当金の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

(敷金及び保証金、投資その他の資産(その他)の計上区分の変更)

従来、各仮想通貨取引所に預け入れていた法定通貨、仮想通貨について、「敷金及び保証金」「投資その他の資産(その他)」として表示しておりましたが、取引量の増加に伴い、顧客の売買ニーズに機敏に応え、差入と返還の動きが活発となったことから、当連結会計年度より、それぞれ「預け金」、「仮想通貨」として表示する方法に変更しております。

この変更は、当該取引実態に対応して、連結貸借対照表の表示区分をより適正に表示するために行うものであります。

この結果、「敷金及び保証金」及び「投資その他の資産(その他)」の一部がそれぞれ1,370百万円、1,025百万円減少し、「預け金」及び「仮想通貨」がそれぞれ同額増加しております。

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 平成30年3月14日)に従った会計処理を行っております。なお、仮想通貨に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 仮想通貨の貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
保有する仮想通貨(預託者から預かっている仮想通貨を除く)	345百万円	2,141百万円
預託者から預かっている仮想通貨	4,303百万円	8,186百万円
合計	4,648百万円	10,327百万円

(2) 保有する仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

活発な市場が存在する仮想通貨

種類	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	保有数量(単位)	貸借対照表計上額	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
ビットコイン	3,153 BTC	2,316 百万円	7,749 BTC	3,504 百万円
ビットコイン キャッシュ	6,382 BCH	478 百万円	14,946 BCH	273 百万円
イーサリアム	27,040 ETH	1,140 百万円	59,468 ETH	926 百万円
ライトコイン	8,086 LTC	102 百万円	22,667 LTC	150 百万円
リップル	11,501,864 XRP	611 百万円	160,192,017 XRP	5,472 百万円

活発な市場が存在しない仮想通貨

種類	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	保有数量(単位)	貸借対照表計上額	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
Stellar Lumens	4,995 XLM	0 百万円	4,995 XLM	0 百万円
Purple Butterfly	PBTT	百万円	1,790,197 PBTT	0 百万円

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
その他(出資金)	58百万円	162百万円
(うち、共同支配企業への投資額)	(58百万円)	(162百万円)

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
敷金及び保証金	5百万円	5百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未払金	1百万円	0百万円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	387百万円	496百万円
広告宣伝費	35百万円	614百万円
業務委託費	300百万円	657百万円
支払手数料	257百万円	291百万円
貸倒引当金繰入額	20百万円	2百万円

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	1百万円
車両運搬具及び工具器具備品	0百万円	百万円
計	4百万円	1百万円

3. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
中国	仮想通貨システム	ソフトウェア	6
中国	マイニングシステム	ソフトウェア	15

(経緯)

当連結会計年度において、当初予定していた収益を見込めないサービスについては、ソフトウェアを回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(22百万円)として特別損失に計上しております。

(グルーピング方法)

当社グループは基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(回収可能価格の算定)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価格をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	39,955,600	16,991,500		56,947,100

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加 16,991,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,000			60,000

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	2016年6月23日決議新株予約権	普通株式	992,000		898,500	93,500	0
	第8回新株予約権	普通株式	10,191,100		10,093,000	98,100	0
	第9回新株予約権	普通株式		6,000,000	6,000,000		
合計			11,183,100	6,000,000	16,991,500	191,600	0

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

2016年6月23日決議新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

第8回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

第9回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第9回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	19	0.5	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56	1	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	56,947,100	110,100		57,057,200

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加 110,100株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,000			60,000

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	2016年6月23日決議新株予約権	普通株式	93,500		32,000	61,500	0
	第8回新株予約権	普通株式	98,100		98,100		
合計			191,600		130,100	61,500	0

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

2016年6月23日決議新株予約権の減少は、権利行使及び権利失効によるものであります。

第8回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	56	1	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	6,988百万円	6,457百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	6百万円	6百万円
現金及び現金同等物	6,982百万円	6,451百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、サーバ(工具器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、殆どが翌月現金及び預金にて支払っております。仮想通貨及び仮想通貨預り金は主に仮想通貨の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力売買事業に関する取引保証金、金融関連事業における取引証拠金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。借入金は、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,988	6,988	
(2) 売掛金	988		
貸倒引当金()	8		
	980	980	
(3) 仮想通貨	4,647	4,647	
(4) 敷金及び保証金	4,570	4,570	
(5) 固定化債権	98		
貸倒引当金()	98		
資産計	17,188	17,188	
(1) 買掛金	355	355	
(2) 短期借入金	60	60	
(3) リース債務(流動負債)	7	7	
(4) 未払金	341	341	
(5) 仮想通貨預り金	4,303	4,303	
(6) 1年内返済予定の長期借入金	100	100	
(7) 長期借入金	50	49	0
(8) リース債務(固定負債)	5	5	
負債計	5,210	5,210	0

()貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,457	6,457	
(2) 売掛金	745		
貸倒引当金()	15		
	730	730	
(3) 仮想通貨	10,327	10,327	
(4) 預け金	1,370	1,370	
(5) 敷金及び保証金	358	358	
(6) 固定化債権	86		
貸倒引当金()	86		
資産計	19,244	19,244	
(1) 買掛金	198	198	
(2) リース債務(流動負債)	4	4	
(3) 未払金	404	404	
(4) 仮想通貨預り金	8,186	8,186	
(5) 仮想通貨借入金	2,006	2,006	
(6) 1年内返済予定の長期借入金	50	50	
(7) リース債務(固定負債)	0	0	
負債計	10,846	10,846	

()貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)仮想通貨

これらの時価については株式会社ビットポイントジャパンの運営する取引所の決算日における最終価格(2019年3月31日16時時点)によっております。

(4)預け金並びに(5)敷金及び保証金

当社事務所等に関するものは、賃貸期間の短い契約のため影響額に重要性がなく無金利であるため、当該帳簿価額によっております。そのほかに関するものは、短期間で決済されるものであり、無金利であるため、当該帳簿価格によっております。

(6)固定化債権

回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1)買掛金、(3)未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)(7)リース債務

リース債務の時価は、帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4)仮想通貨預り金、(5)仮想通貨借入金

これらの時価については株式会社ビットポイントジャパンの運営する取引所の決算日における最終価格(2019年3月31日16時時点)によっております。

(6)1年内返済予定の長期借入金

これらは1年内で決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	30	0
出資金	58	335

非上場株式、出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,988			
売掛金	988			
合計	7,977			

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,457			
売掛金	745			
合計	7,202			

(注4) 借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	60					
長期借入金	100	50				
リース債務	7	4	0			
合計	167	54	0			

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金						
長期借入金	50					
リース債務	4	0				
合計	54	0				

(有価証券関係)

その他の有価証券は、すべて市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2016年6月23日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 55名 業務委託者 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 992,000株
付与日	2016年7月15日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2017年7月1日～2021年6月30日

(注)1. 自社株式オプションであります。

2. 公正価値に基づく有償付与であります。

3. 当社が金融商品取引法に基づき2017年6月に提出する2017年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額が235百万円を超える場合。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2016年6月23日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	93,500
権利確定	
権利行使	12,000
失効	20,000
未行使残	61,500

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2016年6月23日
権利行使価格(円)	214
行使時平均株価(円)	879
付与日における公正な評価単価(円)	291

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	252百万円	737百万円
投資有価証券評価損	36百万円	45百万円
貸倒引当金	34百万円	33百万円
未払事業税	64百万円	4百万円
その他	2百万円	35百万円
繰延税金資産小計	390百万円	857百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	252百万円	737百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	78百万円	119百万円
評価性引当額小計(注)1	331百万円	857百万円
繰延税金資産合計	58百万円	百万円
繰延税金負債		
未収還付事業税	百万円	8百万円
仮想通貨評価益	62百万円	0百万円
その他	百万円	0百万円
繰延税金負債合計	62百万円	9百万円
繰延税金資産純額(は負債)	4百万円	9百万円

(注)1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)は前連結会計年度より525百万円増加しております。これは主に、当連結会計年度において連結子会社で多額の税務上の欠損金が生じたことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 ()	100	28		38		569	737
評価性引当額	100	28		38		569	737
繰延税金資産							

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ビットポイントジャパン
事業の内容 仮想通貨交換業

(2) 企業結合日

2019年3月8日

(3) 企業結合の法的形式

株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

非支配株主持分から株式の譲渡を受け、完全子会社となりました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金	12百万円
取得原価	12百万円

4. 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1百万円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によりしております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	8百万円	32百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	29百万円	0百万円
資産除去債務の履行等による減少額	5百万円	百万円
期末残高	32百万円	33百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するための定期的な検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社のほかに、株式会社ビットポイントジャパン、株式会社ジャービス、スマートフィナンシャル株式会社及び株式会社アナザーの4つの事業子会社で構成され、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。当社グループの報告セグメントは、事業会社（連結ベース）を大きな単位とし、それらに属するサービス・製商品別に識別されております。

各報告セグメントに属するサービスおよび製商品は次のとおりであります。

(エネルギー関連事業)

エネルギー管理システムの開発・販売、省エネルギー化支援コンサルティング、省エネルギー関連機器設備の販売、電力売買等であります。これらは、すべて当社で行っております。

(自動車関連事業)

中古車査定システムの開発・販売、中古車売買に関するコンサルティング、中古車売買等であります。これらは、すべて当社で行っております。

(金融関連事業)

仮想通貨交換業、仮想通貨関連取引、仮想通貨送受金サービス、仮想通貨取引システムの開発・提供等であります。これらは、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンで行っております。

なお、スマートフィナンシャル株式会社は2020年3月期後半より事業開始予定です。

(旅行関連事業)

ホテル事業の企画・開発、宿泊施設の企画・運営・コンサルティング、宿泊施設向けファニーチャーの企画・販売、ブランディング・デザインの提供等であります。これらは、連結子会社である株式会社ジャービス及び株式会社アナザーで行っております。

(その他事業)

その他事業は、主にマーケティングコンサルティング事業であります。これらは、すべて当社で行っておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は、市場実勢価格および原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	連結財務 諸表計上額 (注)2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	金融 関連事業	旅行 関連事業	その他事業	計			
売上高									
外部顧客への 売上高	6,055	3,423	4,752	79	58	14,367	14,367		14,367
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高									
計	6,055	3,423	4,752	79	58	14,367	14,367		14,367
セグメント利 益又はセグメ ント損失 ()	70	33	3,936	18	58	4,079	4,079	462	3,616
セグメント資 産	950	458	14,470	69	32	15,980	15,980	2,594	18,575
その他項目									
減価償却費	2	1	72	0		76	76	9	85
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	7		404			411	411	55	467

(注)1. 調整額は下記の通りであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 462百万円は各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額2,594百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産7,356百万円、資本連結消去額 4,470百万円、債権債務消去額 292百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額55百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。
- 2.セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	連結財務 諸表計上額 (注)2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	金融 関連事業	旅行 関連事業	その他事業	計			
売上高									
外部顧客への売上高	6,715	3,640	1,337	56	30	11,780	11,780		11,780
セグメント間の内部売上高又は振替高			16		49	65	65	65	
計	6,715	3,640	1,353	56	79	11,845	11,845	65	11,780
セグメント利益又はセグメント損失()	266	12	1,237	73	24	1,007	1,007	703	1,710
セグメント資産	1,078	480	17,973	53	66	19,652	19,652	2,144	21,797
その他項目									
減価償却費	3	0	159	0	1	165	165	19	184
減損損失			22			22	22		22
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7		532	0		540	540	13	553

(注)1.調整額は下記の通りであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 703百万円は各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額2,144百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産7,160百万円、資本連結消去額 4,532百万円、債権債務消去額 483百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額13百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。
- 2.セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	BITpoint APEC Investments Corporation	Apia, Samoa	2,220	投資事業	(所有) 直接 4.9	出資の 引受	取引証拠金の差入	2,975	預け金	
							取引証拠金の返還	900	預け金	
							取引証拠金の相殺	112	預け金	
							担保の受入	1,745		

(注)1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 2018年9月28日付でBITpoint APEC Investments Corporation株式の一部を譲渡したことにより、関連会社に該当しなくなっておりますので、関連会社であった期間の取引金額を記載しております。なお、資本金及び議決権等の所有割合については当連結会計年度末のものを記載しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

提示された価格を検討の上、決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はございません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

記載すべき該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

記載すべき該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

記載すべき該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

記載すべき該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	177.01円	144.23円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	46.32円	31.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	43.97円	円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	2,293	1,812
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	2,293	1,812
普通株式の期中平均株式数(株)	49,507,811	56,987,142
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	2,644,108	
(うち新株予約権(株))	(2,644,108)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	10,083	8,221
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	14	0
(うち新株予約権)(百万円)	(0)	(0)
(うち非支配株主持分)(百万円)	(13)	
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	10,069	8,220
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	56,887,100	56,997,200

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行、第10回新株予約権の発行及び新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)

当社は、2019年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行、新株予約権(第10回新株予約権)及び新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行を行うことについて決議いたしました。

なお、第三者割当による新株式の発行及び第10回新株予約権の発行については、2019年6月7日に払込手続きが完了しております。

1. 第三者割当による新株式発行

(1) 発行の概要

発行新株式数	普通株式	1,408,400株
払込金額		1株につき355円
払込金額の総額		499百万円
増加する資本金の額		250百万円
増加する資本準備金の額		249百万円
募集又は割当方法	第三者割当による新株式の発行 割当先: リバイク投資事業組合 1,408,400株	
申込期日		2019年6月7日
払込期間		2019年6月7日から2019年6月14日

(2) 資金の使途

仮想通貨交換事業における財務基盤強化のための費用 494百万円

2. 第10回新株予約権発行

(1) 募集の概要

目的となる株式の種類及び数	普通株式	2,816,900株
新株予約権の総数		28,169個
新株予約権の発行価額の総額		17百万円
行使価額		1株当たり355円
資金調達の内訳		1,017百万円

(内訳)

顧客利便性の向上を目的とするシステム対応及びリスク管理態勢の強化を図るための諸費用	508百万円
ブロックチェーン関連企業への投資及び関連事業の開発のための費用	500百万円

上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。

資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を資本準備金の額とします。

申込期間	2019年6月7日から2019年6月14日	
割当日及び払込期間	(割当日)	2019年6月7日
	(払込期間)	2019年6月7日から2019年6月14日
行使期間	2019年6月14日から2022年6月14日	

3. 新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）発行

当社は、2019年5月22日開催の取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

株式会社リミックスポイント 新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の要領

(1) 新株予約権の割当日

2019年7月1日

(2) 新株予約権の総数

13,405個（1個につき100株）

(3) 新株予約権の付与対象者及びその人数

当社取締役 4名

当社従業員 156名

当社子会社（取締役） 6名

当社子会社従業員 4名

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり835円（1株当たり8.35円）

上記金額は、割当日における新株予約権1個当たりの価格を「モンテカルロ・シミュレーション」により算定したものです。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,340,500株

なお、上記に定める新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「合併等」という。）を行う場合、当社が価値を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり388円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使期間

2020年4月1日から2023年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下（ ）から（ ）に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- () 禁錮以上の刑に処された場合
- () 当社又は当社の子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社の子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも700円以上となった場合にもみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも50円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60			
1年以内に返済予定の長期借入金	100	50	1.70	
1年以内に返済予定のリース債務	7	4		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	50			
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	5	0		2020年4月～ 2021年3月
その他有利子負債				
合計	223	55		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、利子込法で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	0			

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,464	7,532	9,867	11,780
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失() (百万円)	556	702	318	1,794
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (百万円)	393	391	262	1,812
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	6.91	6.87	4.61	31.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	6.91	0.04	11.48	27.19

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,333	1,721
売掛金	986	743
商品	282	341
前払費用	22	55
立替金	1 24	1 77
短期貸付金	1 10	1 30
その他	1 324	1 702
貸倒引当金	8	15
流動資産合計	3,976	3,656
固定資産		
有形固定資産		
建物		
建物	47	51
減価償却累計額	1	4
建物(純額)	46	47
車両運搬具		
車両運搬具	12	12
減価償却累計額	5	9
車両運搬具(純額)	7	2
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品	7	13
減価償却累計額	2	5
工具、器具及び備品(純額)	4	8
リース資産		
リース資産	3	3
減価償却累計額	1	1
リース資産(純額)	2	1
有形固定資産合計	60	59
無形固定資産		
ソフトウェア	9	12
ソフトウェア仮勘定	2	6
無形固定資産合計	12	19
投資その他の資産		
投資有価証券	30	0
関係会社株式	4,470	4,532
出資金	0	170
長期前払費用	0	0
敷金及び保証金	248	347
固定化営業債権	0	0
固定化債権	98	86
貸倒引当金	98	86
投資その他の資産合計	4,748	5,050
固定資産合計	4,821	5,129
資産合計	8,798	8,785

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 355	1 201
短期借入金	60	-
1年内返済予定の長期借入金	100	50
リース債務	0	0
未払金	135	129
未払費用	69	25
未払法人税等	14	41
未払消費税等	39	-
未払配当金	1	2
預り金	112	180
その他	0	268
流動負債合計	888	900
固定負債		
長期借入金	50	-
リース債務	1	0
固定負債合計	51	0
負債合計	940	901
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,684	3,696
資本剰余金		
資本準備金	3,704	3,715
資本剰余金合計	3,704	3,715
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	486	490
利益剰余金合計	486	490
自己株式	18	18
株主資本合計	7,857	7,883
新株予約権	0	0
純資産合計	7,857	7,884
負債純資産合計	8,798	8,785

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高		
製品売上高	17	4
商品売上高	9,518	10,351
手数料売上高	0	80
売上高合計	9,536	10,435
売上原価		
製品期首たな卸高	-	-
当期製品製造原価	5	3
製品期末たな卸高	-	-
製品売上原価	5	3
商品期首たな卸高	130	282
当期商品仕入高	9,086	9,672
商品期末たな卸高	282	341
商品売上原価	8,934	9,614
他勘定振替高	1 3	-
売上原価合計	8,936	9,617
売上総利益	599	818
販売費及び一般管理費	2 901	2 1,217
営業損失()	301	398
営業外収益		
受取利息	8	0
受取配当金	0	0
雑収入	4 243	4 519
営業外収益合計	251	519
営業外費用		
支払利息	4	3
株式交付費	33	0
新株予約権発行費	11	-
雑損失	0	0
営業外費用合計	48	4
経常利益又は経常損失()	98	116
特別損失		
投資有価証券評価損	-	29
固定資産除却損	3 4	-
本社移転費用	6	-
特別損失合計	10	29
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	108	86
法人税、住民税及び事業税	10	25
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	10	25
当期純利益又は当期純損失()	119	61

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	0	10.2		0.0
経費		4	89.8	3	100.0
当期総製造費用		5	100.0	3	100.0
期首仕掛品たな卸高					
合計		5		3	
期末仕掛品たな卸高					
当期製品製造原価		5		3	

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 主な内訳は次のとおりであります。	1. 主な内訳は次のとおりであります。
外注費 4百万円	外注費 3百万円
地代家賃 0百万円	地代家賃 百万円

(原価計算の方法)

プロジェクト毎の個別実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	548	567	625	18	1,723	26	1,749
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	3,136	3,136			6,273		6,273
剰余金の配当			19		19		19
当期純利益又は当期純損失()			119		119		119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						25	25
当期変動額合計	3,136	3,136	139		6,133	25	6,107
当期末残高	3,684	3,704	486	18	7,857	0	7,857

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	3,684	3,704	486	18	7,857	0	7,857
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	11	11			22		22
剰余金の配当			56		56		56
当期純利益又は当期純損失()			61		61		61
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						0	0
当期変動額合計	11	11	4		26	0	26
当期末残高	3,696	3,715	490	18	7,883	0	7,884

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	2～10年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲載されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
立替金	24百万円	77百万円
短期貸付金	10百万円	30百万円
その他(未収入金)	257百万円	310百万円
買掛金	百万円	4百万円

2. 保証債務

当社の連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンがプライベートクラウドサービスを利用するに当たり、当該サービス提供会社に対する当該サービス利用契約上の一切の債務に対して、当社が次のとおり債務保証をしております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式会社ビットポイントジャパン	86百万円	62百万円

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ソフトウェア	3百万円	百万円
計	3百万円	百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	297百万円	380百万円
業務委託費	105百万円	178百万円
賞与手当	96百万円	10百万円
減価償却費	12百万円	24百万円
貸倒引当金繰入額	20百万円	2百万円
地代家賃	57百万円	156百万円
おおよその割合		
販売費	20.8%	22.3%
一般管理費	79.2%	77.7%

3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	百万円
車両運搬具及び工具器具備品	0百万円	百万円
計	4百万円	百万円

4. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
雑収入(経営指導料)	242百万円	518百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

1.関係会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額4,470百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載を省略しております。

当事業年度(2019年3月31日)

1.関係会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額4,532百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
税務上の繰越欠損金	236百万円	170百万円
貸倒引当金	34百万円	33百万円
投資有価証券評価損	36百万円	45百万円
その他	8百万円	8百万円
小計	314百万円	258百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	236百万円	170百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	78百万円	87百万円
評価性引当額小計	314百万円	258百万円
繰延税金資産合計	百万円	百万円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1 連結財務諸表等の(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	47	9	5	51	4	3	47
車両運搬具	12			12	9	4	2
工具、器具及び備品	7	16	9	13	5	4	8
リース資産	3			3	1	0	1
有形固定資産計	70	25	14	81	21	13	59
無形固定資産							
ソフトウェア	301	9	3	306	294	3	12
ソフトウェア仮勘定	2	3		6		0	6
無形固定資産計	304	13	3	313	294	3	19

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	営業所開設	5百万円
工具、器具及び備品	営業所開設	7百万円
ソフトウェア	自社用ソフトウェア	9百万円
ソフトウェア仮勘定	自社用ソフトウェア	3百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	営業所移管	5百万円
工具、器具及び備品	営業所移管	7百万円
ソフトウェア	営業所移管	3百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	106	6	8	4	101

(注) 1. 当期増加額の主な理由は、固定化債権に対する繰入によるものであります。

2. 当期減少額(その他)の主な理由は、洗替えによる戻入であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 (https://www.remixpoint.co.jp/ir/html/denshi.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第15期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月14日関東財務局長に提出。

第16期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月14日関東財務局長に提出。

第16期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項)の規定に基づく臨時報告書

2018年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2018年11月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2019年4月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)の規定に基づく臨時報告書

2019年5月22日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集及び有償ストック・オプション(新株予約権)の発行

2019年5月22日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書(参照方式)

2019年5月22日提出の有価証券届出書(第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集及び有償ストック・オプション(新株予約権)の発行)に係る訂正届出書

2019年5月28日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 浩 司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 浩 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。